令和7年度

滋賀県子どもの権利委員会

運営状況報告書



すまいる・あくしょん
公式キャラクター「にじはぴ」

滋賀県

目　次

Ⅰ　滋賀県子どもの権利委員会の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　滋賀県子どもの権利委員会の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅲ　課題と今後の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅳ　資料集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
- 滋賀県子ども基本条例　7
- 滋賀県子ども基本条例施行規則　14
- 滋賀県子どもの権利委員会 調査等フロー図　17

はじめに

本県では、すべての子どもが心身ともに健やかで安心して成長することができる社会の実現を目指し、令和７年３月に「滋賀県子ども基本条例」を制定しました。本条例では、子どもの権利を守ることを明確に位置付けるとともに、社会全体で取組を推進すること、子どもの意見を尊重することを規定しています。

その中で、第 15 条に、子どもの権利が侵害されている問題で、相談だけでは解決が難しい場合に対応するため、「滋賀県子どもの権利委員会（以下、「委員会」という）」を設けることを定めています。委員会は、この規定に基づいて、弁護士や心の専門家などの委員で構成し、子どもの思いに寄り添いながら、調査や調整活動などを行い、子どもにとってよりよい解決をめざすための知事の附属機関として、令和７年 10 月１日に設置となりました。

令和７年度は、委員会の設置後すぐに、４件の申立てを受けたことから、これらの事案に関する審議や調査・調整等を中心に活動を進めてきました。

また、子どもの権利について、広く県民の皆様に学び、理解を深めていただく機会としての出前講座にも、委員自ら講師として学校などを訪問し、話を行うなど、子どもの権利の周知啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

今後も、何より子どもにとって最善の解決策を考え、子どもの思いに寄り添った支援を、関係者の皆様と一緒に進めてまいります。

皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和８年 10 月

滋賀県子どもの権利委員会　委員長　野田　正人

Ⅰ　滋賀県子どもの権利委員会の概要

１．概要

（１）設置日　令和７年 10 月１日

（２）担任する事務

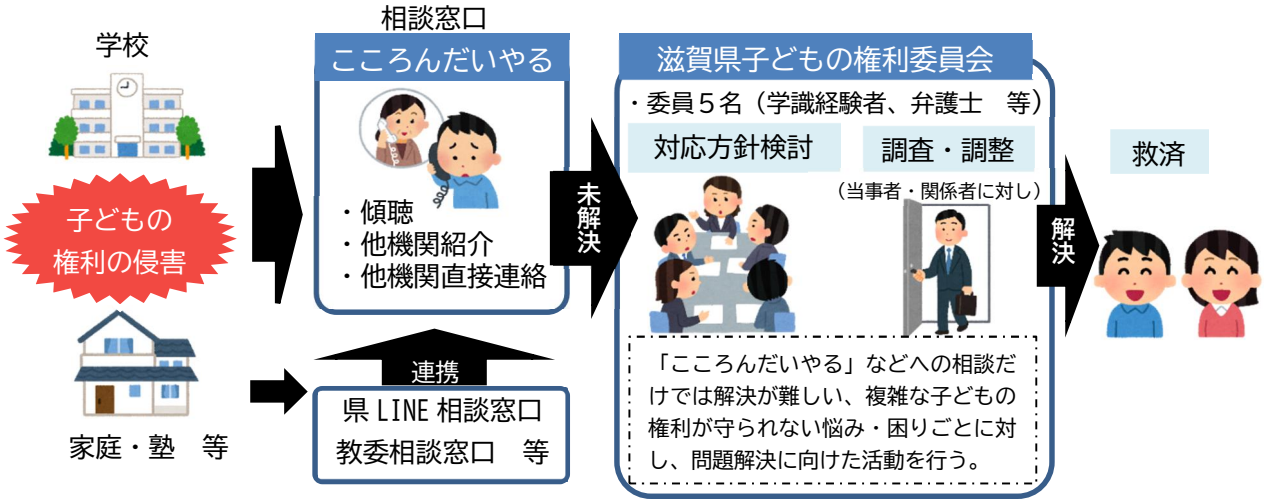
①　子どもの権利侵害事案の解決のための調査・調整　※

- 子どもの思いに寄り添った解決方法を検討
- 解決に向けて、関係者への調査や調整
- 必要に応じて、子どもの気持ちや意見を関係者に伝える

②　知事に対して、子どもの権利の侵害に関する制度提案

③　県が行う滋賀県子ども基本条例や子どもの権利に関する周知啓発への協力

※　子どもの権利侵害事案の個別救済フロー



（３）委員の構成

委員会は知事の附属機関として、学識経験、法律、心理、社会福祉、教育・人権の分野の５名の委員で構成している。

委員一覧(任期 ： 令和７年 10 月１日～令和 10 年9月 30 日)

分野	氏名	所属
学識経験	野田　正人 （委員長）	立命館大学名誉教授、国立教育政策研究所フェロー、 （一社）SSW 情報研修センター　代表理事
法律	山本　久子 （委員長代理）	草津法律事務所
心理	浦田　雅夫	京都女子大学発達教育学部教授
社会福祉	久保　宏子	CAP 滋賀　事務局､NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・しが理事
教育・人権	森　由利子	（公財）滋賀県人権センター副理事長

（令和８年３月 31 日時点）

Ⅱ　滋賀県子どもの権利委員会の活動状況

１．委員会への申立ての状況

・委員会の申立ての窓口となる「滋賀県子ども・子育て応援センター（以下、「こころんだいやる」という）」への相談件数は、令和７年度は 2,093 件で、うち委員会を設置した 10 月以降は 1,014 件の相談があった。
・そのうち、委員会への申立てを求める相談、また相談の内容から判断し、委員会の案内を行った相談は８件あり、そのうち４件が申立てとなっている（表１参照）。
・なお、「こころんだいやる」以外の県相談機関の窓口において、委員会を紹介された相談案件も１件あった。
・申立てのあった事案での対象となる子どもの年齢属性は、小学生が３件、中学生が１件。また、申立人はすべて子どもの保護者であった。（表２，３参照）
・申立ての内容は、「いじめに関すること」が１件、「学校の対応に関すること」が１件、「学校以外の施設の対応に関すること」が２件であった。（表４参照）

表１「こころんだいやる」への相談件数等

	相談件数	うち令和７年 10 月以降の相談件数	委員会に関わる相談件数	委員会への申立てに至った件数
R7	2,093	1,014	8	4

表２ 新規申立てにおける対象となる子どもの年代

	就学前	小学生（低学年）	小学生（高学年）	中学生	高校生等	合計
R7	0	1	2	1	0	4

表３ 新規申立ての申立人

	子ども	保護者	その他	合計
R7	0	4	0	4

表4 申立て内容

	いじめ	虐待	体罰	学校の対応等	学校以外の施設の対応等	その他
R7	1	0	0	1	2	0

２．委員会の活動状況

（１）委員会の開催状況

・委員会では、５名の委員が集まり、申立事案の対象要件を確認した上で、委員会として調査等を行うかを決定し、その後は、対象となった事案について、担当委員による面談や関係機関への訪問等の結果等を共有しながら、各事案の今後の方針等の検討を行っている。

・事案の進捗にあわせた審議等が必要なため、オンラインも活用しながら、令和７年度は委員会を 11 回開催し、事案にかかる審議等を行った。（表５参照）

表５ 令和7年度の委員会の開催状況

	日時	開催方法	主な議題
第１回	令和７年 10 月１日（水）	参集	・ 滋賀県子どもの権利委員会の運営について ・ 滋賀県子ども基本条例および子どもの権利の救済について ・ 広報・啓発の取組について ・ 滋賀県子ども・子育て応援センターにおける相談対応の状況について ・ 事例検討
第２回	令和７年 10 月 14 日(火)	オンライン	・ 申立事案の審議
第３回	令和７年 10 月 27 日(月)	参集	・ 申立事案の審議 ・ その他（出前講座について）
第４回	令和７年 11 月 18 日(火)	オンライン	・ 申立事案の審議
第５回	令和７年 12 月 ９日(火)	参集	・ 申立事案の審議
第６回	令和７年 12 月 22 日(月)	参集	・ 申立事案の審議
第７回	令和８年 １月 13 日(火)	参集	・ 出前講座実施に向けた検討 ・ 申立事案の審議
第８回	令和８年２月 ２日（月）	オンライン	・ 申立事案の審議
第９回	令和８年２月 24 日（火）	オンライン	・ 申立事案の審議 ・ 出前講座について
第 10 回	令和８年３月 ９日（月）	参集	・ 申立事案の審議 ・ 出前講座について
第 11 回	令和８年３月 26 日（木）	オンライン	・ 申立事案の審議

（２）申立事案の調査の状況

・申立事案の調査・調整活動については、１件につき２名の委員を担当委員として選定し、本人・保護者との面談や関係機関への訪問などの活動を行っている。（表６参照）

・委員による面談、訪問のほかに、書面やメール等による事案に関する事項の調査や確認なども実施するとともに、事案の進捗に合わせて、担当委員の打ち合わせを適宜行っている。

・令和７年度の申立て４件については、令和７年度末時点で、いずれも継続しており、市町等の関係機関の協力を得ながら、調査・調整を続けている状況。（表６参照）

表６ 令和7年度の調査･調整活動の状況

No	申立ての内容	本人・保護者 面談回数	関係機関との 面談回数	委員会での 審議回数	年度末の 進捗状況
1	いじめ	3	6	10	継続調査
2	学校以外の 施設の対応等	3	1	10	継続調査
3	学校の対応等	2	2	8	継続調査
4	学校以外の 施設の対応等	2	2	8	継続調査
計		10	11	36	―

（回数はいずれも述べ回数）

（３）出前講座の実施状況

・県では、「滋賀県子ども基本条例」や「子どもの権利」について学び、理解を深めてもらうために出前講座を実施しており、委員も講師として協力をしている。令和７年度は出前講座を５回実施し、そのうち３回を委員が講師を務めた。（表７参照）

表7 令和7年度の出前講座の実施状況

No	日時	実施団体等の名称	対象者【参加人数】	講師
1	令和７年 12 月 25 日	滋賀県医師会	医師　【30 名】	県職員
2	**令和８年 2月 12 日**	**県立守山高校**	**２年生生徒　【284 名】**	**浦田委員**
3	**令和８年 2月 24 日**	**こうか市民共生ネットワーク**	**構成団体会員　【12 名】**	**森委員**
4	**令和８年 3月 12 日**	**綾羽高校**	**教員　【40 名】**	**山本委員**
5	令和８年 3月 24 日	高島市子育て政策課	高島市子ども･子育て会議委員、市職員　【23 名】	県職員

受講者の感想（アンケートより抜粋）

・子どもの権利条約について何も知らなかったので今回の授業をきっかけに、もっと勉強したいと思いました。（高校生）

・様々な環境に置かれている子どもたちによって、寄り添い方や傾聴の仕方を変え、適応していかないといけないと思いました。（団体会員）

・自分ごととして考えることができる有意義な時間となりました。（団体会員）

・子どもたちと接する中で、未来に目を向けがちであるが「今」も大切であると言われたところが印象的でした。（教員）

Ⅲ　課題と今後の対応

１．課題

①　委員会の認知度の向上

- 委員会の設置とその役割について、様々な媒体の活用や、機会を捉えての周知・広報を行ってきているが、委員会設置より日が浅いこともあり、子ども本人や周囲の大人に、十分に認知がされていない可能性がある。
- 委員会の存在を県民が広く認知し、個別事案の解決のための調査または調整を行う役割などを、正しく理解してもらうために、継続的に効果的な周知・広報に取り組んでいく必要がある。

②　相談機関等との連携

- 委員会では、相談対応だけでは解決が難しい子どもの権利侵害事案を対象としているが、通常の相談対応の中から必要な事案を委員会につなげられるよう、委員会の申立窓口を県の子ども等の相談窓口である「こころんだいやる」としている。
- 委員会の対応が必要と考えられる事案が委員会につながるためには、その入口となる相談窓口等で、子どもがＳＯＳを出し、相談しやすい環境づくりが重要であることから、「こころんだいやる」の周知等をより進める必要がある。
- また、市町等の相談機関で対応している事案についても、委員会での対応が必要と考えられる事案が委員会につながるよう、こうした機関との連携を強化する必要がある。

③　個別事案への対応

- 委員会は、個別事案の調査・調整活動を進める上で、関係機関等に対して、指導や監査等の権限を持たないため、関係機関等の協力が必要となるが、県と市町等の主体の違いによる関係性や個人情報の取扱いの整理等に起因し、関係機関からの情報共有や関係構築に時間を要する傾向がみられる。
- また、いじめの場合の学校や設置者によるいじめ調査など、既存制度で問題解決の仕組みがある事案について、委員会がどこまで踏み込むかなど、委員会の役割等について整理をしていく必要がある。
- 事案の終結に向けては、最終的な子どもの思いの確認方法や必要に応じた制度改正等の意見陳述などの具体的手法を検討しておく必要がある。

２．今後の対応

① 広報・啓発活動等の強化

- 学校･保育施設･関係機関等への出前講座の実施や相談カードの配布など、様々な媒体、機会を活用して、委員会の存在と役割、「こころんだいやる」をはじめとする相談窓口について、子どもや保護者への周知・啓発の強化に取り組むとともに、市町等の相談機関との相談に関する情報共有など、連携方策の検討を進める。
- また、委員会の周知だけでなく、「子どもの権利」そのものについて、子ども・保護者はもちろん、子どもに関わる全ての機関の職員等に理解を広める活動に取り組んでいく。

② 個別事案の解決に向けて

- 関係機関に対して、「委員会は、子どもに寄り添った解決を目指して活動していること」等への理解を求め、早期の協力関係の構築に努めていくとともに、事案を積み重ねながら、関係機関全体に委員会の役割等への理解の浸透を図る。
- 既存制度や基礎自治体において問題解決の仕組みがあるものについては、その運用状況と、個々の事案の状況を照らし合わせながら、委員の専門的な知見を活かし、必要な対応を行うとともに、事案を積み重ねる中で、委員会としての対応範囲の目安や県の機関として役割を果たすための対応方法の検討を進める。
- 事案の終結に向けては、先進地の状況等を参考にしながら、個別事案の進捗等にあわせ、委員による協議を進め、個別事案からの制度改正等にむけた意見陳述の方法等、終結の手順等を確立させていく。

Ⅳ　資料集

滋賀県子ども基本条例（令和７年滋賀県条例第３号）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第８条）
第２章　子どもの意見の尊重等（第９条・第10条）
第３章　子どもの権利の救済（第11条－第14条）
第４章　滋賀県子どもの権利委員会（第15条・第16条）
第５章　県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等（第17条・第18条）
第６章　基本計画等（第19条・第20条）
第７章　滋賀県子ども若者審議会（第21条・第22条）
第８章　推進体制の整備（第23条）
第９章　雑則（第24条・第25条）
第10章　罰則（第26条）
付則

子どもは、個人として尊重され、一人ひとりが様々な個性や能力を持ったかけがえのない存在である。

子どもは、大人と共に社会を構成する一員であって、あらゆる場所でその意見が尊重されなければならない。

子どもは、今を生きる大切な存在であるとともに、次代の社会を担う存在であって、明日の滋賀の希望である。

児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの生命、生存および発達に対する権利の保障、子どもの意見の尊重ならびに子どもの最善の利益の確保を原則としており、子どもの権利が守られる社会を実現することが求められている。

そのため、子どもと大人には、子どもの権利について学び、考え、行動することが期待されている。

特に、大人は、子どもに対して分かりやすく子どもの権利を伝えるとともに、子どもの立場に立って、子どもの意見に耳を傾け、適切に応答する責任がある。そして、子どもには、自分がかけがえのない存在であることや、自分以外の子どもにも同じ権利があることを理解し、互いの権利を尊重することが求められている。

さらには、子どもの持つ大いなる可能性が限りなく広がるように、県はもとより、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、県民といった多様な主体が相互に連携および協力をし、社会全体で子どもの権利を守っていかなければならない。

私たちは、障害のある子ども、外国につながりを持つ子ども、いじめ、虐待、貧困等といった困難な状況に置かれた子どもなど様々な子どもがいる中、自由や平和の基礎を成すものとして子どもの権利を国際的に保障しなければならないことを定める児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利を守り、誰一人取り残すことなく、滋賀の全ての子どもが自分らしく、健やかに、安心して育ち、子どもと子どもを取り巻く全ての人が笑顔で幸せに暮らすことができる滋賀の実現を目指すことを決意し、ここに滋賀県子ども基本条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、子どもの権利が守られる社会づくりに関し、基本理念を定め、および県等の責務を明らかにするとともに、子ども施策の基本となる事項等を定め、子ども施策を総合的

かつ計画的に推進すること等により、もって子どもの権利が守られ、全ての子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この条例において「子ども施策」とは、子どもの権利が守られる社会づくりのために必要な子どもに関する施策およびこれと一体的に講ずべき施策をいう。

３　この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設をいう。

（基本理念）

第３条　子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、個人として尊重され、その基本的人権が保障される存在であるとともに、差別的取扱いを受けることがない権利を有する存在であるとの認識の下に、推進されなければならない。

２　子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長および発達ならびにその自立が図られることその他の福祉に係る権利ならびに教育を受ける権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

３　子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する権利および多様な社会的活動に参画する権利を有するものであるとの認識の下に、推進されなければならない。

４　子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもは、その年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを旨として、推進されなければならない。

５　子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、他者の権利を尊重しながら、主体的に社会の形成に参画することができるよう、推進されなければならない。

６　子どもの権利が守られる社会づくりは、全ての子どもへの支援が、子どもの年齢および一人ひとりの発達の段階に応じて切れ目なく行われるよう、推進されなければならない。

７　子どもの権利が守られる社会づくりは、国、県、市町、保護者（父母その他の保護者をいう。以下同じ。）、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民の相互の連携および協力の下に、推進されなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

２　県は、子ども施策の策定および実施に当たっては、国、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民との適切な役割分担を踏まえるとともに、相互に連携し、および協力するものとする。

（保護者の責務）

第５条　保護者は、基本理念にのっとり、子どもが心身ともに健やかに安心して成長することができるよう、子どもを育まなければならない。

（学校等の責務）

第６条　学校等は、教育を受ける権利および福祉に係る権利を実現するための重要な場であることを踏まえ、基本理念にのっとり、子どもの年齢および発達の段階に応じ、一人ひとりが抱える困難や課題に向き合い、個性の発見、可能性の伸長および能力の発達に資するよう、子どもへの支援を行わなければならない。

２　学校等は、基本理念にのっとり、学校等において自己に直接関係する全ての事項に関して子どもが意見を表明することができる環境の整備に取り組まなければならない。
３　学校等は、基本理念にのっとり、学校等および地域における子どもの社会的活動への参画を促進しなければならない。
４　学校等は、基本理念にのっとり、子どもが安心して楽しく過ごすことができる魅力ある環境となるために必要な取組を行わなければならない。

（事業者の責務）

第７条　事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する子どもの健康および福祉の確保への配慮、保護者をはじめとするその雇用する労働者の職業生活および家庭生活の充実を図るための雇用環境の整備その他の子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

（県民の責務）

第８条　県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、それぞれの立場において、子どもの権利が守られる社会づくりに関する取組を行うよう努めなければならない。

第２章　子どもの意見の尊重等

（子どもの意見の尊重）

第９条　県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴き、その意見を尊重することが、社会全体で推進されるよう努めなければならない。
２　県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもに影響を及ぼす事項に関して子どもの意見を聴く場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
(1) 子どもが意見を表明するために提供される情報は、子どもにとって十分で、かつ、分かりやすいものであること。
(2) 子どもが意見の表明を強要されないこと。
(3) 表明された子どもの意見が尊重されること。
(4) 意見を聴く内容が子どもの生活に関連する内容であることが子どもに理解されること。
(5) 子どもが意見を表明しやすい環境が整備されること。
(6) 全ての子どもに対して均等な機会が提供されること。
(7) 子どもの意見の表明を効果的に促進するために必要な措置が講じられること。
(8) 子どもが安全に意見を表明することができるよう、匿名性の確保その他の必要な措置が講じられること。
(9) 子どもの意見に対して適切に応答がされること。
３　県、保護者、学校等、事業者および県民は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁するよう努めなければならない。
４　県は、子どもの意思をくみ取り、その子どもの意見を必要に応じて代弁することができる者の育成を推進するものとする。
５　県は、子ども施策の策定、実施および評価に当たっては、当該子ども施策の対象となる子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子どもの社会的活動への参画の促進）

第10条　県は、子どもの社会的活動への参画が学校等、地域等において促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第３章　子どもの権利の救済

（子どもの権利の侵害に関する相談）

第11条　何人も知事に対し、子どもの権利の侵害に関する相談（次項および次条において「相談」という。）の申出をすることができる。
２　知事は、相談の申出があったときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
(1) 相談に応じ、必要な助言および情報の提供を行うこと。
(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。
（調査および調整の申立て）
第12条　相談の申出をした者は、相談をしてもなお相談に係る事案（以下「相談事案」という。）の解決が見込めないときは、知事に対し、当該相談事案の解決のための調査または調整（以下「調査等」という。）を申し立てることができる。
（調査等）
第13条　知事は、前条の規定による調査等の申立てがあったときは、滋賀県子どもの権利委員会に調査等を求めるものとする。
２　滋賀県子どもの権利委員会は、前項の規定による調査等の求めがあったときは、当該調査等の求めに係る相談事案（以下「対象事案」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、調査等を行うものとする。
(1) 調査等の必要がないと認めるとき。
(2) その性質上調査等を行うことが適当でないと認めるとき。
３　滋賀県子どもの権利委員会は、子どもの権利の侵害の疑いがあると自ら認める事案（対象事案を除く。）がある場合は、知事の同意を得て、当該事案について調査等を行うことができる。
４　滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行う場合には、あらかじめ対象事案または前項の事案（以下「対象事案等」という。）に係る権利の侵害を受けた疑いがある子どもおよびその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの置かれている状況その他の事情により当該子どもまたはその保護者の同意を得る必要がないと認める場合は、この限りでない。
５　滋賀県子どもの権利委員会は、調査等のために必要があると認めるときは、対象事案等の当事者（前条の規定により調査等を申し立てた者を含む。以下同じ。）その他の関係者に説明を求め、もしくはその意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。
（報告等）
第14条　滋賀県子どもの権利委員会は、調査等を行ったときはその結果を、調査等を行わないこととしたときはその旨を、知事に報告するものとする。
２　滋賀県子どもの権利委員会は、調査等の結果に基づき必要があると認めるときは、知事に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求めることができる。
(1) 対象事案等に関し必要な措置を講ずること。
(2) 対象事案等の当事者その他の関係者に対し当該対象事案等に関し必要な意見を述べること。

第４章　滋賀県子どもの権利委員会

（滋賀県子どもの権利委員会）
第15条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子どもの権利の侵害に関する事項について調査審議する。
３　委員会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利の侵害に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
４　委員会は、知事の求めに応じて、第17条第１項に規定する施策の実施について必要な協力を行うものとする。

（委員会の組織等）
第16条　委員会は、委員５人以内で組織する。
２　委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
３　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることを妨げない。
５　委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
６　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
７　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
８　委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
９　前各項に定めるもののほか、委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成等

（県民の関心および理解の増進ならびに社会的気運の醸成）
第17条　県は、子どもの権利および子ども施策に対する子どもをはじめとする県民の関心と理解を深めるとともに、子どもの権利を守る社会的気運が醸成されるよう、この条例および児童の権利に関する条約ならびに子ども施策の趣旨および内容に関する広報活動および啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
２　県は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもにとって分かりやすい情報を提供するものとする。
（子どもの権利が守られる社会づくりの推進に関する相談）
第18条　知事は、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第２項および第３項において同じ。）について、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体および県民から相談の申出があった場合は、次に掲げる措置その他当該申出の適切な処理を行うものとする。
(1) 相談に応じ、必要な調査、助言および情報の提供を行うこと。
(2) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

第６章　基本計画等

（基本計画の策定）
第19条　知事は、子ども施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1) 子ども施策の基本的な考え方
(2) 子どもおよび保護者等に対する具体的な施策
(3) 子どもの権利および子ども施策に対する関心と理解の増進に関する事項
(4) 子ども施策の目標
(5) 前各号に掲げるもののほか、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、子どもをはじめとする県民その他の関係者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
４　知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、滋賀県子ども若者審議会の意見を聴かなければならない。
５　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
６　前３項の規定は、基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（施策の実施状況の公表）
第20条　知事は、毎年１回、基本計画に基づく施策の実施の状況を滋賀県子ども若者審議会に報告するとともに、公表しなければならない。
第７章　滋賀県子ども若者審議会
（滋賀県子ども若者審議会）
第21条　地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県子ども若者審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
２　審議会は、第19条第４項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第４項各号に掲げる事項および子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項について調査審議する。
３　審議会は、前項の調査審議を行うほか、子どもの権利が守られる社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
（審議会の組織等）
第22条　審議会は、委員20人以内で組織する。
２　委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
３　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることを妨げない。
５　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
６　臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識および経験を有する者のうちから知事が任命する。
７　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
８　委員および臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
９　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
10　前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第８章　推進体制の整備
第23条　県は、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとする。
第９章　雑則
（財政上の措置）
第24条　県は、子ども施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（規則への委任）
第25条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
第10章　罰則
第26条　第16条第８項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。
付　則
（施行期日）
１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３章、第４章および第10章ならびに付則第５項および第６項の規定は、同年10月１日から施行する。
（準備行為）
２　第16条第２項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、前項ただし書に規定す

る規定の施行の日前においても、同条第２項の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の日から令和７年９月30日までの間（以下「特定期間」という。）における第18条の規定の適用については、同条中「事項（子どもの権利の侵害に関する事項を除く。第21条第２項および第３項において同じ。）」とあるのは、「事項」とする。

４　この条例の施行の際現にされている付則第９項の規定による廃止前の滋賀県子ども条例（平成18年滋賀県条例第３号）第13条第１項の相談の申出（同項の処理を終えたものを除く。）は、前項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出とみなす。

５　特定期間にされた付則第３項の規定により読み替えて適用される第18条の相談の申出（前項の規定により同条の相談の申出とみなされたものを含む。）（同条の処理を終えたものを除き、子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、第11条第１項の相談の申出とみなす。

６　付則第１項ただし書に規定する規定の施行の日前に行われた審議会に係る諮問、答申その他の行為（子どもの権利の侵害に関する事項に係るものに限る。）は、委員会に係る諮問、答申その他の行為とみなす。

７　この条例の施行の際現に付則第10項の規定による改正前の滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）別表第１項の表に掲げる滋賀県子ども若者審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第22条第２項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第３項の規定にかかわらず、同日における同条例第２条第２項の規定により任命された滋賀県子ども若者審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

８　この条例の施行の際現に策定されている淡海子ども・若者プランは、第19条第１項に規定する基本計画とみなす。

（滋賀県子ども条例の廃止）

９　滋賀県子ども条例は、廃止する。

（滋賀県附属機関設置条例の一部改正）

10　滋賀県附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第１項の表滋賀県子ども若者審議会の項を削る。

滋賀県子ども基本条例施行規則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この規則は、滋賀県子ども基本条例（令和７年滋賀県条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第２章 子どもの権利の救済

（調査等の申立て）

第３条 条例第 12 条の規定による調査等の申立てをしようとする者（以下「申立人」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面または当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、当該申立人が当該書面または当該電磁的記録の作成または提出をすることができないことについて相当の理由があると知事が認めるときは、口頭ですることができる。

(1) 申立人の氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）ならびに連絡先

(2) 権利の侵害を受けたとされる子どもと申立人との関係

(3) 権利の侵害を受けたとされる子どもの氏名、年齢、住所、連絡先および在籍する学校もしくは施設または勤務先の名称

(4) 申立ての趣旨および申立てに係る事実

(5) 他の機関における相談、支援等の状況

(6) 前各号に定めるもののほか、調査等の参考となる事項

２ 申立人は、必要に応じて、前項の書面または電磁的記録に加え、調査等の参考となる事項に関する書類、記録その他の資料を提出することができる。

３ 第１項ただし書の規定により口頭で調査等の申立てをする場合には、申立人は、同項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、知事が指名する職員は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述した者に読み聞かせる等の方法により誤りのないことを確認し、陳述した者に記名させなければならない。

（調査等の開始等の通知）

第４条 知事は、条例第 13 条第１項の規定により委員会に調査等を求めた場合は、対象事案の申立人に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

２ 委員会は、条例第 13 条第２項の規定により調査等を行わないこととしたときは、対象事案の申立人に対して、速やかに、その旨および理由を通知するものとする。

３ 委員会は、条例第 13 条第２項または第３項の規定により調査等を行う場合は、対象事案等の当事者に対して、速やかに、その旨を通知するものとする。

（調査等の結果の通知）

第５条 委員会は、調査等を行ったときは、対象事案等の当事者に対して、その結果を通知するものとする。

第３章 滋賀県子どもの権利委員会

（委員長）

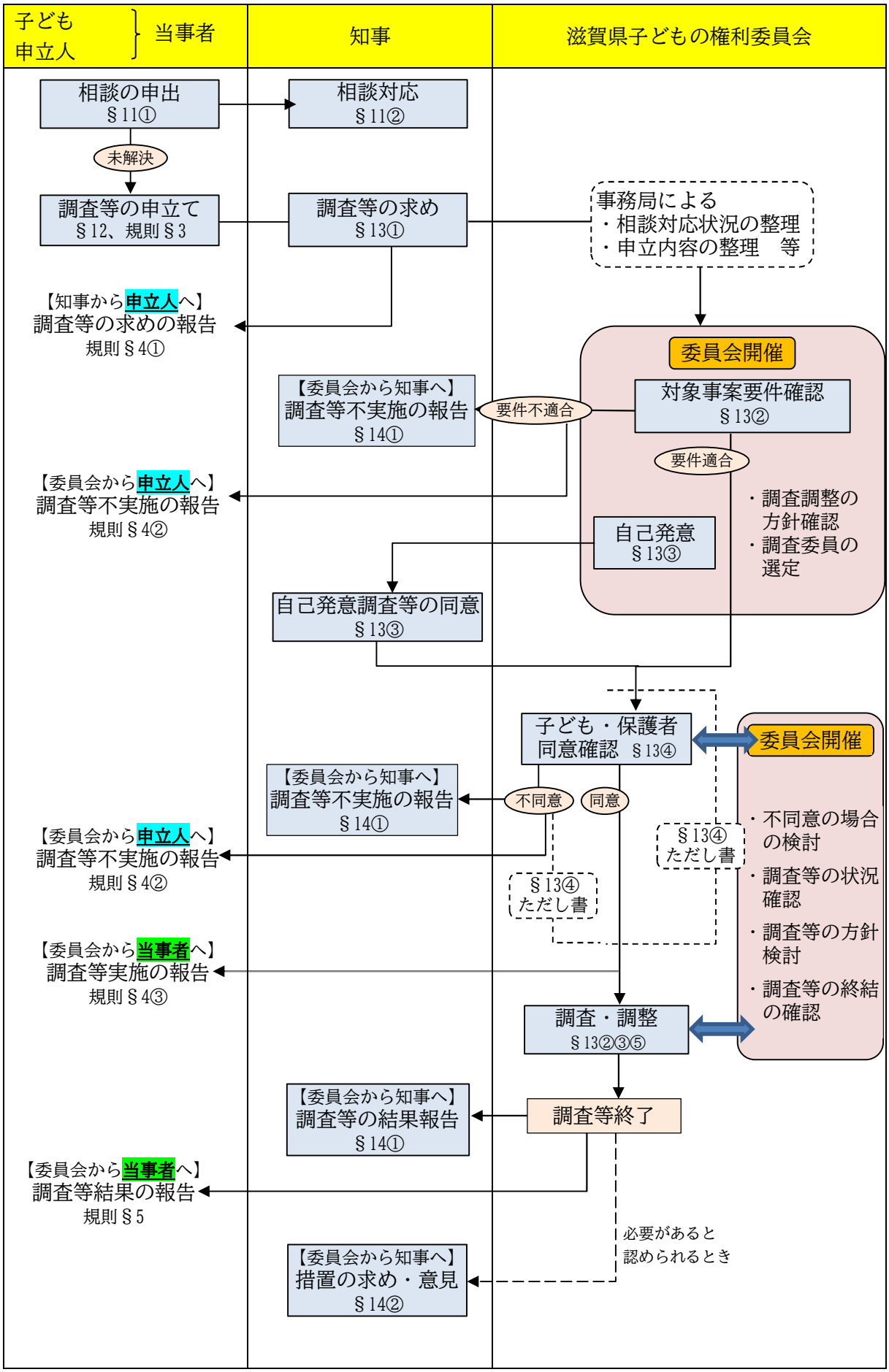
第６条 委員会に、委員長を置く。

２ 委員長は、委員の互選によって定める。

３ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４ 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第７条 委員会の会議は、委員長が招集する。
２ 委員長は、委員会の議長となる。
３ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
４ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第８条 委員会の庶務は、子ども若者部子どもの権利室において処理する。
（委任）
第９条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
第４章 滋賀県子ども若者審議会
（会長）
第10条 審議会に、会長を置く。
２ 会長は、委員の互選によって定める。
３ 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
４ 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（会議）
第11条 審議会の会議は、会長が招集する。
２ 会長は、会議の議長となる。
３ 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。
４ 審議会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第12条 条例第 22 条第９項の規定により部会が置かれた場合における部会に属すべき委員および臨時委員は、会長が指名する。
２ 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
３ 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
４ 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または会長が求めるときは、その結果または経過を会長に報告しなければならない。
５ 審議会は、その議決により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
６ 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第１項および第２項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
（関係者の出席等）
第13条 会長および部会長は、審議会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。
（庶務）
第14条 審議会の庶務は、子ども若者部子ども若者政策・私学振興課において処理する。
（委任）
第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って

定める。
第５章 雑則
第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。
付 則
１ この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２章および第３章の規定は、同年 10 月１日から施行する。
２ 滋賀県子ども若者審議会規則（平成 25 年滋賀県規則第 61 号）は、廃止する

子どもの権利委員会　調査等のフロー図（条文ベース）



令和７年度　滋賀県子どもの権利委員会　運営状況報告書

発行　令和８年10月

滋賀県子ども若者部子どもの権利室
〒520-8577　大津市京町四丁目１番１号　新館２階
TEL　077-528-3573
FAX　077-528-4854